

『東三河後見センター』会報 第54号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 2 年 12 月 25 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

コロナ禍に負けずに市民後見人養成講座と 市民後見人の活動の手引き作成委員会を継続開催中

年の瀬から新年。例年ならなんとなくウキウキする時期ですが、今年は全く違います。GOTO
トラベルが一時中止となり、自粛要請が飛び交い、日本全国が冷たい黒い雲に覆われているような
日々が続きます。家にこもって、ふだん読めない本やビデオを見たり、パズルやゲームをしたりす
るしかありません。しかし、わが国の超高齢社会と人口減少はコロナ騒ぎの陰で今日も静かに進行
中です。

こんな時に当法人ができることは、法人後見を受任している約 100 人の皆さんがコロナ禍に負け
ないよう見守りを続けることと、来年度、再来年度の後見ニーズにしっかり応えられるように準備
しておくことです。8 月から継続的に開催している市民後見人養成講座と市民後見人の活動の手引
作成委員会はそうした準備です。

必要最小限の管理により市民後見人の自発性と創意工夫が十分発揮される仕組みをめざして

当法人の「市民参加の法人後見」の特徴は、ボランティア精神に基づく市民後見人の活動に多く
をゆだねていることです。市民後見人はいつでも職員からの支援・点検・指導を受けることができ
ますが、時にボランティアの“危険な”独走をチェックすることが難しい「現状の管理体制」が法
人としての弱点です。市民後見人らしい素敵な活動を応援し、心配な活動をチェックして時には的
確にブレーキをかけることができるようにするため、活動の手引きの見直しを進めています。ボラ
ンティア精神の重視と的確なブレーキというあい矛盾することを一つの手引きにまとめる作業は
難しいテーマですが、当法人の活力の基礎づくりとして、慎重に進めています。利用者に喜ばれる
だけでなく、経験と知識を社会貢献に生かしたい元気な高齢者や成年後見に打ち込んでみたい福祉
関係者が参加したくなる法人後見をめざしています。

昨年度に続き今年度も大口寄付をいただきました。ありがとうございます！

当法人による法人後見の 13 年余の実績は、家庭裁判所や福祉・医療関係者などから幸い概ね高
い評価をうけているようです。しかし、弱点は経営です。何とか 1 千万円の正味財産を維持し、当
面の不安は除去しているつもりですが、将来に向けての人材や施設への投資をする力は残念ながら
全く不十分です。

当法人の二大収入は、家庭裁判所から認められた後見等の活動に対する報酬付与と、会費・寄付
です。今年は 3 月に続き 11 月にも大口寄付をいただきました。「市民参加の法人後見」の活動に
対する評価・応援と受け止め、ありがたく頂戴いたしました。寄付金は目の前の現在の活動には使
わずに、今後ますます大きくなる後見ニーズへの準備と対応に向けた活動に使わせていただく予定
です。

2025 年には団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者となります。当面は 2025 年に焦点を当て
ながら、法人の組織・ネットワーク・人材・施設・情報等の経営資源を整えていきたいと考えてい
ます。皆様、令和 3 年、コロナが終焉するまでひそかに頑張りましょう！（代表理事 長谷川卓也）

令和2年度市民後見人養成講座がいよいよ始まりました

令和2年度市民後見人養成講座(「2020年度日本郵便年賀寄付金」助成)が10月17日(土)、豊川商工会議所第1・2会議室を会場として始まりました。

新型コロナウイルスの影響で、始められるかという不安がありましたが、受講者18名でこの日を迎えることができました。受講者の内訳は、豊川市10名、豊橋市2名、新城市2名、蒲郡市3名、豊田市1名です。男性5名、女性13名、20代から70代の幅広い年齢層で、毎回静かな熱意が伝わってきています。11月7日の3日目までが「基礎研修」、11月28日から3月10日までの6回が実務研修、その間にフォローアップ研修、裁判所の見学と、月2回のペースで3月まで進めていく予定です。



1日目 令和2年10月17日(土)、開講にあたり、東三河後見センター代表理事 長谷川卓也氏の挨拶に始まり、研修が次のように始まりました。①

「成年後見制度とは」 藍法律事務所 弁護士平野由梨氏、②「市民後見人のすすめ」 東三河後見センター 事務局長工藤明人氏、フィードバックタイム「対人援助で大切にしたいこと」 東三河後見センター 事務局長工藤明人氏

2日目 令和2年10月31日(土)、①「市民後見概論」 東三河後見センター代表理事 長谷川卓也氏、②「社会保障制度概論」ー生活保護制度についてー 愛知県社会福祉士会理事 柴田圭吾氏、③「財産管理と身上保護」 きとう成年後見事務所 鬼頭陽子氏、フィードバックタイム「権利擁護支援の必要性」 東三河後見センター 事務局長工藤明人氏



3日目 令和2年11月7日(土)、(※会場の都合で3日目は豊川市文化会館中会議室になりました) ①「日常生活自立支援事業について」 豊川市社会福祉協議会豊川市成年後見支援センター 所長柘植仁美氏、②「対人援助の基礎」ー対人援助の基本・生活支援ー 愛知県社会福祉士会愛知ばあとなあセンター成年後見研修委員会担当理事 瀬瀬光幸氏、フィードバックタイム「成年後見制度の利用を始めました①」 東三河後見センター 事務局長工藤明人氏、以上3日間が基礎研修でした。



4日目 令和2年11月28日(土)、①「民法総則、財産法、家族法」つつじが丘法律事務所 弁護士齋藤尚氏、フィードバックタイム「成年後見制度の利用を始めました②」東三河後見センター 事務局長工藤明人氏、4日目からはいよいよ実務研修として始まりました。毎回行われるフィードバックタイムでは、



グループワーク中心に進められています。このワークを通して受講者同士が交流でき、より一層充実した市民後見人養成講座になるよう、サポートしていきたいと思っています。

季節が秋から冬に変わりました。新型コロナウイルス感染終息の行方が見込めないなか、受講する皆さんと講師の先生方、我々スタッフも含めて体調管理に万全を期し、講座がすすめられますことを願っています。(文責：山本達也)

市民後見人の活動の手引き作成委員会

令和2年8月28日(金) 13:30~15:30、豊川商工会議所1階の第5会議室において行われた第1回目の『市民後見人の活動の手引(東三河版)』作成委員会(以下、「作成委員会」)に引き続き、第2回~第4回の「作成委員会」が、それぞれ、同9月25日(金)、10月30日(金)、11月27日(金)に行われました(時間はいずれも13:30~15:30。)。開催場所は、第2回が豊川商工会議所3階第3研修室、第3回と第4回が同会議所1階第5会議室でした。参加者は、出席委員が、池田進(当センター理事)、齋藤尚(弁護士)、杉山智子(当センター職員)、柘植仁美(豊川市成年後見支援センター所長)、古川伸(当センター理事)、米山昌志(元名古屋家庭裁判所豊橋支部書記官)の6名(以上、敬称略)、事務局より、井上裕一(当センター職員)、長谷川卓也(当センター代表理事)の2名です。





委員会では、事前に配布された「市民後見人の活動の手引」の原稿（「Ⅰ 市民後見人とは何か」、「Ⅱ 市民後見人の活動と法人による支援の実際」、「Ⅲ 後見人等の就任中の職務とその支援」）に基づいて、毎回、活発な議論が行われました。

この原稿をチェックする過程で、市民後見人の方々が実務で陥りやすいミスや、後見制度の誤った知識について、元名古屋家庭裁判所豊橋支部書記官の米山委員より、貴重な意見が数多く出されました。ここでは、全てを書ききれないので、二つ例を出します。

まず「実務で陥りやすいミス」について、就職時報告書を提出する際、預貯金や不動産等の全貌が把握できない場合、提出期限を延長すればよいと考える後見人がいますが、裁判所側としては、単に調査が遅れて

いるだけなのか、何かを隠しているため迅速に提出できないのか判断がつかないので、期限の延長よりも、まず報告書を提出し、その後追加部分などを上申して欲しい、とのことでした。

また「後見制度の誤った知識」について、労働（雇用）契約は後見業務の範囲外と思われがちですが、民法第13条1項3号の「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」であり、保佐人には同意・取消権が自動的に設定され、補助人はそれらを設定することができます。たとえば、被保佐人が勝手に結んでしまった違法な、あるいは不当な労働契約を、保佐人は取消することができます。ただし、同意・取消権を行使する際は、被保佐人の持つ労働に関する意思決定権を、十分に考慮する必要があります。

以上のように、すでに活動中の方々が、知らぬ間に手続き上のミスを行っていたり、知識がないために被後見人等に十分な支援ができていないケースも、数多くあると思われます。「作成委員会」では、こうした意見等を反映し、被後見人等の方々が最大限の支援を受けることができるような「市民後見人の活動の手引」を作成したいと思います。（文責・井上裕一）

ケースファイル 29

「施設が変わったら笑顔が戻った！」

東三河後見センター 佐々木 宏直

人が安心して暮らすためには環境がとても大切なんだと、思わされた事例があります。私が東三河後見センターの会員になり、最初に後見の担当を任されたのがAさんでした。既にAさんは自宅を出て、B老人ホームに入所していました。自宅で飲酒と喫煙がやめられず、ごみがあふれ、自宅ではとても暮らし続けることはできないと親族が判断されたそうです。私は一か月に一回B老人ホームに面会に行きました。電話でアポをとり、受付で面会を告げると、Aさんはいつも居室にいて、職員に車いすを押されてやってきます。私を居室には入れてくれませんでした。私はAさんに聞きます。「お昼ごはんは食べましたか」「よく眠れますか」「欲しいものはありますか」。Aさんは

滑舌がよくないので、何度ももう一回言ってくださいとお願いすることになりますが、必ず大きな声で答えてくれました。そのたびにひどい口臭がしました。口腔ケアがきちんとなされていないのだと思いました。「ズボンがほしい」「ジャンパーがほしい」と言われたので職員に外出許可をとり、翌月介護タクシーを手配して買い物に出かけました。職員さんから「入所してから痩せたので今穿いているズボンのサイズのひとつ下を買ってきてください」と言われていたので、そのサイズのものを探しました。Aさんはほしいものを指さしするので、それをとってAさんに見せ、うなずくのを確認して買い物かごに入れました。他に欲しいものを聞くと「お酒」「たばこ」と言われましたが、今日は服だけにしましょうと言って帰りました。Aさんを職員さんに引継ぎ、今日の報告をすると「入所した時は歩いていたんだけど、すぐに車いすになって、お尻や脚の筋肉が落ちちゃったんです。だからズボンがぶかぶかになってね」と笑顔で言われました。笑って言うことではないだろうと思いましたが、その日はそこで帰りました。

やがてB老人ホームを退去する日が来ました。B老人ホームのやり方にかねてから不満を抱いていた親族の方がC老人ホームに申し込みをしており、空きが出たとの連絡がきました。C老人ホームから健康診断をしてほしいと依頼があり、介護タクシーを手配して市内の病院にAさんを連れて行きました。検査室に入ってすぐに看護師から言われました。「かなり嚴重に、何層にもおむつがしてあるので脱がすのが難しい。脱がしたら元に戻せないが良いか」と言われました。B老人ホームに電話すると「Aさんは夜尿や尿失禁が頻回にあるのでそういうおむつになるのは仕方がない。戻せないのならできるだけのことをして帰してもらっても構わない」。何か釈然としない思いでしたが、従いました。

そしてC老人ホームに転居しました。一か月に一回面会に行くと、毎回職員さんか看護師さんがこの一か月の報告をしてくださいました。長い時は10分以上にもなりました。「夜尿が何回も大量にあるので、対策を会議で決めました。水分補給は減らさず、おむつは最小限にして、夜勤の職員が夜尿対策をします」「デイルームにいる時は車いすを降りて、椅子に座っていただきます」「排せつの介助は職員二人がかりでします」。B老人ホームでは一度も説明がなかったことを、C老人ホームでは丁寧に教えてくれました。また、「Aさんが毎日聴いている演歌のカセットテープが擦り切れて音が悪くなっているので、新しいCDデッキとCDを買ってきてもいいですか」と電話があり、Aさんの預り金の中から買ってもらいました。カセットテープがそういう状態になっていることは知りませんでした。その後、面会に行くたびにAさんから「〇〇のを買ってきて」と新しいCDの要望が出てくるようになりました。翌月それを買って届けると、次は「〇〇がほしい」「〇〇がほしい」とどんどん要望が出てきました。B老人ホームにいる時よりも口数が増えました。口臭を感じたことが一度もありません。他に欲しいものがないか聞くと「パン」「まんじゅう」と言われるので、職員さんに報告して帰りました。翌月、パンやまんじゅうのレシートが送られてきたので、Aさんの要望を聞いてくれていたことが分かりました。居室も普通に見せていただきました。一人でいるのはよくないので、殆どの時間をデイルームですごしていると看護師さんが教えてくれました。B老人ホームにはすぐに入れたのに、C老人ホームは空きがなく、なかなか入れなかった理由がわかる気がしました。

親族の方がより良い環境を考えて動いてくださったので、Aさんは良い環境を手に入れることができました。しかし、そういう家族、親族がいない場合もあると思います。成年後見人には被後見人の居所を決めることができません。施設もケアマネジャーも現状維持で良いと判断した場合、被後見人の意志表示が難しい場合、後見人はどのように行動すればよいのでしょうか。考えさせられる事例でもありました。また、B老人ホームに対して待遇改善を要望できなかった自分に対しても深く問いかけることになりました。

会員紹介

地域包括支援センター勤務 新村知弘

「いずれは東三河後見センターのお手伝いを」

人生 100 年時代。あの織田信長が桶狭間の戦いの前に舞った「人生 50 年…」の敦盛の舞。当時の寿命が 50 年だとすると、間もなく 60 歳の区切りの年を迎える私は、人生の 2 週目を走っていることになる。

人生の 1 週目は、地元の生活協同組合の職員として、「より良い暮らしと平和のために」をモットーに、各所での出会いを大切にしながら、どうしたら“より良い暮らしの実践が出来るか”を考えたものです。そんな時に、福祉事業への異動があり、福祉事業に関わらせていただく事になり、この後の実践での学びが、今の私の財産となっている。

人生の 2 週目を走っている今、私を育ててくれた生協を離れ、三河地方の地域包括支援センターの社会福祉士として、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・医療などさまざまな面から総合的に支援をさせて頂いている。その中で特に、高齢者の尊厳ある暮らしを守りたいとの思いが強く、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害などの相談やその解決、また地域づくりに取り組んでいる。

今私は、10 月から始まっている市民後見人養成講座を受講している。基本的知識のところは復習の場とし、また未習得部分の民法や相続との関係箇所は大変に勉強になっている。また何よりも、最大の喜びは、このコロナ禍であっても一緒に学んでいる仲間が出来たこと。そう、大切な宝物が増えた思いです。

まだしばらくは、地域包括支援センターの職員として働くことにはなりますが、その後は、私の出来る範囲内ではありますが、東三河後見センターのお手伝いが出来ればと勝手に思っています。これからもよろしくお願い致します。

東三河後見センターの今後の予定(1月～3月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前 9 時 15 分～午前 11 時
場 所 豊川商工会議所1階 第2・5 会議室

1 月 12 日 事務局会議 13:30～ 事務所内

1 月 15 日 理事会 18:30～ 第 2 会議室

1 月 22 日 市民後見人の活動の手引き(東三河版)作成委員会

1 月 23 日 市民後見人養成講座⑥

2 月 7 日 市民後見人フォローアップ シンポジウム

「法人後見のいろいろなカタチ(仮題)」

(シンポジスト)名古屋市社会福祉協議会 高橋健輔氏

尾張東部権利擁護支援センター 住田敦子氏

東三河後見センター 長谷川卓也氏

2 月 9 日 事務局会議 13:30～ 事務所内

2 月 13 日 市民後見人養成講座⑦

2 月 19 日 市民後見人の活動の手引き(東三河版)作成委員会

3 月 6 日 市民後見人養成講座⑧

3 月 9 日 事務局会議 13:30～ 事務所内

3 月 10 日 市民後見人養成講座⑨ (家庭裁判所豊橋支部見学)

3 月 19 日 理事会 18:30～ 第 2 会議室



12 月 29 日～1 月 3 日まで
冬期休暇予定です。

令和2年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和2年 12月 19日現在)

正会員費納入者(敬称略) 57名

・今泉博充 ・加藤啓子 ・荻邦子 ・近藤由美子 ・齋藤尚 ・井上裕一 ・武重傳
・細野京子 ・二村良子 ・石原香 ・花田玲子 ・上江道子 ・小野晴美 ・鈴木光子
・倉本秀子 ・坂柳ゆかり ・工藤明人 ・山本達也 ・星野裕 ・足立和男 ・田中幸一
・水野美知代 ・神谷典江 ・福住幸子 ・岡本守 ・長坂宏 ・本多啓枝 ・工藤たか子
・池田進 ・舟越正行 ・丸山智子 ・村川賢一 ・豊田和浩 ・古瀬修 ・高森陽一郎
・金田貴子 ・古川伸 ・杉浦弥生 ・杉山智子 ・西川邦輔 ・小林佳子 ・影山恒太
・水野遠次 ・大嶽理恵 ・五十嵐光子 ・梅田大己 ・中島由恵 ・飯星睦夫 ・今泉全勝
・長谷川卓也 ・緒河睦子 ・高柳大太郎 ・彦坂敏 ・三浦正博 ・藤田慎 ・中村成人
・佐藤美子

賛助会員費納入者(敬称略) 70名

・寺部敦子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・夏目みゆき ・樋口茅子 ・都築昭吉 ・藤井幸夫
・田中剛 ・秋田誠二 ・八木憲一郎 ・西田初美 ・小川祐子 ・工藤栄 ・足木充邦
・清水則子 ・日比修治 ・額光幸 ・藤倉陽子 ・水野登代子 ・朝倉保 ・中谷芳孝
・夏目滋 ・多々内崇文 ・金沢富雄 ・石原紀久代 ・伊与田千鶴子 ・大須賀康
・山本範正 ・長谷川泰子 ・彦坂ケサエ ・横田和子 ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・伊藤文則
・高橋正 ・勝見康夫 ・渡部耕二 ・吉本京子 ・伊藤忍 ・成瀬明子 ・森岡真司 ・坂口幹子
・岡本由紀子 ・津田勾子 ・中野正二 ・斎藤啓治 ・丸山博子 ・豊田弘子 ・田村陽子
・廣永義昭 ・杉原昌博 ・内藤加代子 ・藤田裕子 ・牧野賢太郎 ・大林充始 ・渡邊雅子
・新村知弘 ・北沢悦子 ・河合康隆 ・室田満秋 ・北村隆信 ・磯村隆樹 ・佐宗健二
・寺田順子 ・加藤勝美 ・石井義久 ・渡辺勝弘 ・鈴木義雄 ・林梨絵

法人正会員費納入者(納入順、敬称略) 0法人

法人賛助会員費納入者(納入順、敬称略) 6法人

・APPLE(株)近藤芳江 ・(有)フレンドリーハート ・豊川市医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会
・豊川市知的障害者育成会 ・豊川市精神障害者家族会「むつみ会」

寄付者(敬称略) 44名

・加藤正則 ・加藤明代 ・荻邦子 ・梅村勝久 ・小川祐子 ・日比修治 ・野呂壽海雄
・蟹江充子 ・松下啓子 ・和田肇 ・金沢富雄 ・二村良子 ・石原香 ・小野晴美 ・鈴木光子
・足立和男 ・渡部耕二 ・村川賢一 ・福住幸子 ・岡本守 ・星野裕 ・丸山智子
・池田敏晃 ・石原拓海 ・石原育代 ・伊東弘子 ・舟木理恵 ・池田知浩 ・岡本みち子
・舟越正行 ・井上義臣 ・榊原浩一郎 ・榊原佳代 ・中島由恵 ・夏目恂 ・古川伸
・杉山智子 ・西川邦輔 ・山本達也 ・天野しづか ・中村成人 ・北村隆信 ・梅田大己
・匿名1名

市民後見人フォローアップ研修 シンポジウム開催のお知らせ

2021年2月7日(日) 13時～ 受付開始 豊川商工会議所 ABホール

「法人後見のいろいろなカタチ(仮題)」名古屋市及び尾張東部権利擁護支援センターからシンポジストをお招きして、それぞれの地域の法人後見から成年後見制度等の理解を深めたいと思います。どなたでも参加できます。同封の案内からお申し込みください。コロナ感染症の拡大により変更する場合があります。

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和 2 年 12 月 19 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
令和 2 年 3 月 31 日現在	62	22	12	1 (保佐)	97
受任者数 (令和 2 年 4 月～)	6	2	2	0	10
終了 (令和 2 年 4 月～)	6	1	0	0	7
令和 2 年 12 月 19 日現在受任	62	23	14	1	100

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1 名	任意後見人	0 名	任意契約終了者	0 名
----------	-----	-------	-----	---------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	17 名	4 名	3 名	6 名	0 名	1 名	0 名	31 名
知的障がい者	24 名	4 名	13 名	2 名	1 名	13 名	2 (岡崎市)	59 名
精神障がい者	4 名	0 名	4 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	10 名
合計	45 名	8 名	20 名	8 名	1 名	15 名	3 名	100 名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	6 名	3 名	1 名	10 名
知的障がい者	25 名	8 名	4 名	37 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	31 名	12 名	5 名	48 名

市民後見人 19 名の方が上記表の 48 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金をお願い

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 12 月 19 日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 57 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者 : 50 人

(法人賛助会員 6 含む)

認定寄付者人数 108 人



📄 会員入会・寄付のご案内 📄

★愛知県より令和 2 年 2 月 13 日～令和 7 年 2 月 12 日までを有効期間とする認定 NPO の更新をすることができました。(令和 2 年 1 月 14 日付)ご支援・ご協力ありがとうございます。

編集後記

第 51 号の編集後記(令和 2 年 3 月 27 日発行)で「あたりまえの生活」についてふれました。この一年の「コロナ禍」はあらゆる生活・暮らしに「変化」という影響をおよぼしました。そのような中で「ありがとう(有難い)」という言葉の大切さを再確認しました。「ありがとう」の反対語は「あたりまえ」ということに気づかされ、「変化」への適応力も求められる年ともなりました。時節柄、ご自愛ください。(編集:工藤明人)